

賃上げ900円、夏季手当3.0ヶ月 専任社員の雇用・労働条件は前進なし！ 本部は持ち帰り検討

第4回賃金引き上げ、夏季手当団交

本日、本部は賃金引き上げ等に関する団体交渉を開催し、平成20年度新賃金、平成20年度夏季手当等の回答を受けました。D単価の割り増し率については「150/100」の回答があったものの、新賃金については「基準内賃金900円の引き上げ」、夏季手当については「支給月数3.0ヶ月」という回答で、J R 東海労の要求とは開きがあることから回答については「持ち帰り検討」としました。

会社の回答と考え方は以下の通りです。

◇平成20年度新賃金

平成20年度4月1日現在の35才ポイントの基準内賃金を、標準乗数4相当の定期昇給分とは別に、900円（0.29%）引き上げる。

35才ポイントの基準内賃金	314,100円
基本給	271,000円
調整手当	26,200円
扶養手当	16,900円
役付手当	0円

◇平成20年度夏季手当

支給月数3.0ヶ月分とする

支給日は、6月30日以降準備でき次第とする。

◇諸手当の改訂

休日等に臨時に勤務した場合の超過勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価であるD単価を、1時間当たり賃金額に150/100を乗じたものとする。

なお、実施期日は平成20年4月1日とするが、精算は同年6月に行う。

◇その他制度改正

後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年4月1日以降、扶養手当の支給対象となる扶養親族の認定において、次の要件を全て満たす親族を追加する。

(1) 後期高齢者医療制度に加入していること。

(2) 年収が180万円未満で、かつ、当該社員の年収の2分の1未満（別居の場合は、当該社員からの援助額より少ないとき）

回答にあったっての会社の考え方

今回の交渉の冒頭において、景気の先行きや将来にわたり経営体力を涵養する必要性及び現在の賃金水準を踏まえると、会社の将来的な負担を伴う基準内賃金のベースの引き上げについては極めて慎重であらねばならない旨を申し上げました。さらに交渉開始後には円高や原油・原材料高が一層進み、株価が下落するなど、今後我が国の経済の見通しは極めて不透明な状況にあります。

そのような中、当社においては幸いにして平成19年度の業績が昨年度を上回る見込みで推移していますが、交渉でも申し述べたようにこれは社員一人一人の努力による場所が大であるということについては、会社としても十分認識しているところです。そのことに対し会社として精一杯報いるとともに、会社の経営基盤をさらに強固なものにしていくために、全ての社員の一層の奮起が必要であるとの観点に立って、今回の新賃金、夏季手当及び諸手当の改訂を決定したものです。

当社の最大の使命は安全・安定輸送の確保あることはあらためて申し上げるまでもありません。加えて対抗輸送機関との競争が激化している現在の状況下において、お客様のご要望に確実に応え、当社の競争力をさらに高めていくことが極めて重要です。そのためにも社員の皆様には今回の回答を踏まえ、これまで以上に知識を高め、技能を磨き緊張感と意欲を持って業務に当たるよう強く期待します。

基本給一律3,000円引き上げ、基準昇給額引き上げと基準昇給額の逡減の撤廃、専任社員の雇用・労働条件改善要求についてはJR東海労の要求に応えるものとはなっていません。本部は持ち帰り検討としました。組合員の皆様のご意見をお寄せ下さい。

以 上